

非常変災時等の措置について

非常変災時等の措置について、豊中市教育委員会の通知の主旨に基づき、次の通りといたします。
かかる状況が発生した場合は、これに基づいて対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 台風等の気象条件による変災について

- (1) 「豊中市」に「暴風警報」・「大雨警報（浸水害）」・「大雨警報（土砂災害、浸水害）」・「洪水警報」・「暴風特別警報」・「大雨特別警報」のいずれかの警報が発令された場合

① 午前7時以降～午前10時までの間に発令されている場合

⇒自宅で待機してください。

⇒警報が解除されしだい安全に留意して登校させてください。

⇒午前10時までに解除の場合は給食提供があり、通常通りの授業となります。

② 午前10時を過ぎても、警報が発令中の場合

⇒臨時休業になります。

③ 登校後に警報が発令された場合

⇒警報の内容や時間、校区の状況等から、児童の安全を第一に学校で判断し、必要に応じてCoDMONで保護者に連絡いたします。

※「大雨警報（土砂災害）」だけが発令されている場合は、自宅待機や臨時休業の対象ではありません。通常通り授業を行います。

- (2) 豊中市の警報・注意報の発表状況を知る方法

気象庁ホームページ等からご確認ください

【ホームページ URL】

https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=default&area_type=class20s&area_code=2720300

【ホームページ二次元コード】



2. 地震発生の場合について

(1) 「豊中市」に「**震度5以上**」の地震が発生した場合

① 登校前に地震が発生した場合

⇒臨時休業になります。

② 登校後に地震が発生した場合

⇒通学路の安全・校内の被害状況を点検し、下校や校内待機などの適切な措置をとります。

※「震度5未満」であっても、安全確保を最優先に保護者において、自宅待機させるかどうか、判断してください。

3. 防犯上の安全確保が必要な場合について

(1) 児童在校中に、警察や教育委員会等関係機関より、児童の安全確保を必要とする指示等があった場合は、発生した事案等の内容や時間、校区の状況等から、児童の安全を第一に学校で判断し、必要に応じてCoDMONで保護者に連絡いたします。

4. 非常変災時等の下校について

(1) 非常変災等の状況により、主に以下の3つの方法のいずれかで下校を行います。

① 危険回避の必要性があると判断した場合

⇒学年一斉下校（学年で時刻をそろえての下校）を行います。

② 危険回避の必要性が高いと判断した場合

⇒全校一斉下校（全校で時刻をそろえての下校）を行います。

③ 危険回避の必要性が非常に高いと判断した場合

⇒保護者引き渡し（保護者に迎えに来てもらっての下校）を行います。

※非常変災等により通常と異なる下校を実施する場合は、CoDMONにて連絡いたします。

5. その他

(1) 非常変災時の学校への問い合わせの電話はご遠慮ください。学校の電話回線には限りがあるため、学校と関係機関等の間での連絡に支障が生じます。

(2) 安全確保の観点から保護者の判断において登校を控えられる場合、「出席停止」扱いとします。